

令和6年第5回小金井市教育委員会定例会議事日程

令和6年5月14日（火）

午後1時30分開会

第2庁舎8階 801会議室

| 日程 | 議 題    |                           |
|----|--------|---------------------------|
| 第1 |        | 会議録署名委員の指名                |
| 第2 | 代処第9号  | 小金井市社会教育委員の解嘱に関する代理処理について |
| 第3 | 代処第10号 | 小金井市社会教育委員の委嘱に関する代理処理について |
| 第4 | 議案第14号 | 小金井市図書館協議会委員の解嘱について       |
| 第5 | 議案第15号 | 小金井市図書館協議会委員の委嘱について       |
| 第6 | 協議第2号  | 第2次小金井市スポーツ推進計画に係る諮問について  |
| 第7 | 報告事項   | 1 小金井市教育委員会後援名義使用等について    |
|    |        | 2 学級編制状況等の確定について          |
|    |        | 3 令和7年度使用中学校教科用図書の採択について  |
|    |        | 4 その他                     |
|    |        | 5 今後の日程                   |
| 第8 | 代処第11号 | 職員の分限処分に関する代理処理について       |

代処第9号

小金井市社会教育委員の解嘱に関する代理処理について

このことについて、小金井市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和32年教育委員会規則第6号）第4条第1項の規定により別紙のとおり代理処理したので、同条第2項に基づきその承認を求める。

なお、本案件は小金井市社会教育委員の設置に関する条例第3条に定める小金井市社会教育委員（第32期）の解嘱を行うものであるが、特に緊急を要し、教育委員会を開催する時間的余裕がないため、別紙のとおり代理処理したものである。

令和6年5月14日提出

小金井市教育委員会  
教育長 大熊 雅士

(写)

代 理 処 理 書

小金井市社会教育委員の設置に関する条例第3条に定める小金井市社会教育委員（第32期）の解嘱を行う必要が生じたが、特に緊急を要し、教育委員会を開催する時間的余裕がないため、小金井市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和32年教育委員会規則第6号）第4条第1項の規定により、下記のとおり代理処理をする。

令和6年4月16日提出

小金井市教育委員会  
教育長 大 熊 雅 士

記

- 1 件名  
小金井市社会教育委員の解嘱について
- 2 内容  
別紙のとおり

別紙

第32期小金井市社会教育委員解嘱者

| 氏名                   | 住所                           | 解嘱理由   |
|----------------------|------------------------------|--------|
| くろき<br>黒木 ともみち<br>智道 | 小金井市緑町4-15-39<br>(小金井市立緑小学校) | 一身上の都合 |

小金井市社会教育委員の設置に関する条例

(設置)

**第1条** 社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条の規定に基づき、小金井市に社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。

(定数)

**第2条** 委員の定数は、10人以内とする。

(委員の委嘱基準及び構成)

**第3条** 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者並びに公募による市民の中から小金井市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱するものとし、次に掲げる構成により組織する。

- (1) 小金井市内に設置された各学校からの推薦者 1人以内
- (2) 小金井市内に事務所を有する各社会教育団体において、選挙その他の方法により推薦された当該団体の代表者 5人以内
- (3) 学識経験者 1人以内
- (4) 公募による市民 3人以内

(任期)

**第4条** 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、原則として連続して3期を超えてはならない。

2 委員が欠けたときは、補欠委員を置くことができる。

3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(報酬及び費用弁償)

**第5条** 委員は、報酬及び公務により出張したときは費用弁償として旅費を受けることができる。

2 前項の報酬及び費用弁償の額並びに支給方法については、別に定める。

(委任)

**第6条** この条例の実施について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

付 則

(施行期日)

この条例は、昭和36年4月1日から施行する。

付 則（平成17年3月2日条例第4号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第3条の規定は、平成17年9月9日以降に委嘱する委員の構成から適用する。この場合において、改正後の第4条第1項の規定は、この条例の施行の際現に委員に委嘱されている者の平成11年9月9日以降の任期についても通算して適用する。

付 則（平成25年12月18日条例第40号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第3条の規定は、この条例の施行の日以降に行う委員の委嘱から適用する。

小金井市社会教育委員候補者選出要綱

(目的)

**第1条** この要綱は、小金井市社会教育委員の設置に関する条例（昭和36年条例第14号）第6条の規定に基づき、小金井市社会教育委員候補者（以下「候補者」という。）の選出について、必要な事項を定めることを目的とする。

(選任基準)

**第2条** 候補者の選出は、次の各号に基づき行うものとする。

- (1) 小金井市内に設置されている各学校からの推薦者 1人以内
- (2) 小金井市内に事務所を有する社会教育関係登録団体及びこれに準ずる団体（以下「社会教育関係登録団体等」という。）の代表者 5人以内
- (3) 学識経験者 1人以内
- (4) 小金井市内に在住、在勤又は在学している応募時に18歳以上の者 3人以内

(推薦依頼方法)

**第3条** 前条第1号及び第2号の候補者の推薦依頼方法は、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 各学校からの推薦者 小金井市立小中学校長会に対し、1人の候補者の推薦を依頼する。
- (2) 社会教育関係登録団体等の代表者 当該年度の社会教育関係登録団体等に対し、候補者の推薦を依頼する。

(選出方法)

**第4条** 第2条第2号の候補者については、次に掲げる団体ごとに委員を小金井市社会教育委員候補者選考会議（以下「選考会議」という。）において選考するものとする。ただし、候補者の推薦がなかった団体があった場合においては、推薦があった他の団体の候補者中から補充選考することができるものとする。

- (1) 小金井市立小中学校PTA連合会 1人以内
- (2) 公益財団法人小金井市体育協会 1人以内
- (3) 前2号に掲げるもの以外の社会教育関係登録団体等 3人以内

2 第2条第3号の候補者については、選考会議に諮り決定するものとする。

(公募委員)

**第5条** 第2条第4号に規定する委員は、公募によるものとし、選考方法については、別に定める。

(補欠委員)

**第6条** 補欠委員は、前任者の残任期間が選出、選考期間を除いて1年以上ある場合に限り置くことができる。ただし、第4条第1項第1号及び第2号に規定する委員の補欠委員を置く場合は、この限りでない。

(選考会議)

**第7条** 選考会議は、教育長、学校教育部長、生涯学習部長、生涯学習課長、オリンピック・パラリンピック兼スポーツ振興担当課長、図書館長及び公民館長をもって構成する。

(委任)

**第8条** この要綱の施行に関し、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

**付 則**

この要綱は、平成7年7月3日から施行する。

**付 則** (平成13年4月1日)

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

**付 則** (平成17年4月1日)

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の小金井市社会教育委員候補者選出要綱の規定は、平成17年9月9日以降に委嘱する社会教育委員の候補者の選出から適用する。

**付 則** (平成19年4月1日)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

**付 則** (平成21年4月1日)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

**付 則** (平成24年10月1日)

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

**付 則** (平成27年5月18日教委要綱第8号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年6月23日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の小金井市社会教育委員候補者選出要綱の規定は、平成27年9月9日以降に委嘱する社会教育委員の候補者の選出から適用する。

付 則（平成29年5月9日教委要綱第7号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成29年5月9日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第2条第4号の規定は、この要綱の施行の日以降に行う候補者の選出から適用する。

付 則（平成30年3月30日教委要綱第10号）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

代処第10号

小金井市社会教育委員の委嘱に関する代理処理について

このことについて、小金井市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和32年教育委員会規則第6号）第4条第1項の規定により別紙のとおり代理処理したので、同条第2項に基づきその承認を求める。

なお、本案件は小金井市社会教育委員の設置に関する条例第3条に定める小金井市社会教育委員（第32期）の補欠委員の委嘱を行うものであるが、特に緊急を要し、教育委員会を開催する時間的余裕がないため、別紙のとおり代理処理したものである。

令和6年5月14日提出

小金井市教育委員会  
教育長 大熊 雅士

(写)

代理処理書

小金井市社会教育委員の設置に関する条例第3条に定める小金井市社会教育委員（第32期）の補欠委員の委嘱を行う必要が生じたが、特に緊急を要し、教育委員会を開催する時間的余裕がないため、小金井市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和32年教育委員会規則第6号）第4条第1項の規定により、下記のとおり代理処理をする。

令和6年4月16日提出

小金井市教育委員会  
教育長 大熊 雅士

記

- 1 件名  
小金井市社会教育委員の委嘱について
- 2 内容  
別紙のとおり

別紙

第32期小金井市社会教育委員（補欠委員）名簿

任 期 令和6年4月16日から  
令和7年9月8日まで

| 氏 名                          | 住 所                         | 推薦団体            |
|------------------------------|-----------------------------|-----------------|
| <small>あらい</small><br>新井 しのぶ | 小金井市東町1-5-33<br>(小金井市立東中学校) | 小金井市立<br>小中学校長会 |

議案第14号

小金井市図書館協議会委員の解嘱について

小金井市図書館協議会条例第1条に定める小金井市図書館協議会委員（第18期）を別紙のとおり解嘱する。

令和6年5月14日提出

小金井市教育委員会  
教育長 大熊 雅 士

（提案理由）

小金井市図書館協議会条例第3条第1項第1号に定める委員（学校代表者）を解嘱するため、本案を提出するものであります。

別紙

第18期小金井市図書館協議会解嘱者

| 氏名     | 住所                      | 解嘱理由   |
|--------|-------------------------|--------|
| 川井 まさよ | 小金井市中町1-8-25<br>(第二中学校) | 一身上の都合 |

議案第15号

小金井市図書館協議会委員の委嘱について

小金井市図書館協議会条例第1条に定める小金井市図書館協議会委員（第18期）を別紙のとおり委嘱する。

令和6年5月14日提出

小金井市教育委員会  
教育長 大熊雅士

（提案理由）

小金井市図書館協議会条例第3条第1項第1号に定める委員（学校代表者）について、新たに委員を委嘱するため、本案を提出するものであります。

別紙

第18期小金井市図書館協議会（補欠委員）名簿

任 期 令和6年 5月14日から  
令和7年10月31日まで

| 氏 名   | 住 所                     | 推薦団体              |
|-------|-------------------------|-------------------|
| 清水 裕径 | 小金井市中町1-8-25<br>(第二中学校) | 小金井市立<br>小・中学校校長会 |

協議第2号

第2次小金井市スポーツ推進計画の進捗について（諮問）

小金井市スポーツ推進審議会条例第2条の規定により、別紙のとおり小金井市スポーツ推進審議会に諮問する。

令和6年5月14日提出

小金井市教育委員会  
教育長 大熊 雅士

（提案理由）

小金井市スポーツ推進審議会条例第2条の規定により、小金井市スポーツ推進審議会に諮問したいので、本案を協議するものであります。

小教生発第54号  
令和6年 月 日

小金井市スポーツ推進審議会  
会長 田中幸夫様

小金井市教育委員会  
教育長 大熊雅士

第2次小金井市スポーツ推進計画の進捗について（諮問）

小金井市スポーツ推進審議会条例第2条の規定に基づき、下記のとおり諮問いたします。

記

1 諮問事項

- (1) 第2次小金井市スポーツ推進計画の進捗について
- (2) スポーツの推進に関する重要事項の調査審議について

小金井市教育委員会後援等名義使用承認事務取扱要綱

令和6年4月23日制定

(目的)

第1条 この要綱は、教育、学術、文化及びスポーツの振興に貢献すると認められる行事や事業、催物など（以下「行事等」という。）に、小金井市教育委員会（以下「委員会」という。）又は小金井市教育委員会教育長の名義を使用（以下「名義使用」という。）する区分を後援、共催、協賛及び推薦（以下「後援等」という。）の4種類とし、その承認基準等について必要な事項を定め、事務の適正な執行を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 後援 委員会が市民などで組織された団体又は機関など（以下「団体等」という。）が企画した行事等の趣旨に賛同し、円滑な実施ができるよう、市民への周知などに便宜を図り、協力することをいう。
- (2) 共催 委員会が他の主催者と共同し、同等の立場で行事等を企画し、経費や事務の一部を直接又は間接的に分担して、円滑な実施を図る共同主催のことをいう。
- (3) 協賛 委員会が行事等の趣旨に賛同し、助力することで、後援に準ずるものをいう。
- (4) 推薦 委員会がその趣旨に賛同し、映画や演劇、図書などで優良な内容を有するものを市民に薦めることをいう。

(承認の基準)

第3条 後援等の名義使用の承認の基準は、行事等を主催する団体等からの申請に基づくもので、事業目的が明らかに教育、学術、文化及びスポーツの振興・普及に寄与するものであって、委員会の教育行政の運営方針に反しないものであり、かつ、公益性があるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものを除く。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれのあるもの
- (2) 宗教活動や政治活動を目的としたもの又は宗教団体や政治団体が主催するもの
- (3) 商品や作品の展示、販売、宣伝その他営利を目的としたもの
- (4) 特定の流派又は個人の発表会など私的な行事等に該当するもの

- (5) 主催者が明確でないもの
- (6) 過去に後援等の名義使用の承認を受け、その承認の条件等を履行しなかったもの
- (7) その他委員会が不相当と認めたもの

2 前項の規定にかかわらず、特に必要と認めた行事等については、委員会はこれを承認することができるものとする。

(料金等の徴収)

第4条 行事等の入場料、出展料、参加費など（以下「料金等」という。）は、原則として無料とする。

2 前項の規定にかかわらず、委員会は行事等の運営又は管理などに必要な経費の範囲内で、かつ、相当な割引措置等が講じられていると認められるものについては、所定の料金等の徴収を容認するものとする。公共的団体や社会福祉団体又はその他の公共の福祉の増進を目的とする団体等が、行事等の収益の相当額を寄附するために有料で行う行事等の料金等の徴収についても、また、同様とする。

(申請の手続)

第5条 後援等の名義使用を希望する団体等は、小金井市教育委員会後援等名義使用承認申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添え、委員会に申請しなければならない。ただし、他の官公署が主催する行事等に委員会が後援等を行うときは、この限りでない。また、委員会に団体としての届出（以下「登録」という。）を行っているものについては、その一部を省略することができるものとする。

- (1) 団体等の規約など、主催者の存在が明確となるもの
- (2) 行事等に関係している役員の住所、氏名及び業務分担が分かるもの
- (3) 行事等の内容及びその計画を明らかにするもの
- (4) その他委員会が必要と認めるもの

2 料金等を徴収する行事等については、前項で規定するもののほか、行事等収支予算計画書（様式第2号）を提出しなければならない。

3 行事等の実施に当たり、パンフレットやチラシ、ポスターなどの印刷物に後援等の表示をするときは、原稿などを提出するものとする。

4 前3項で規定する申請の手続は、行事等の実施期日の1か月前までに行わなければならない。ただし、委員会がやむを得ないと認めた行事等については、この限りでない。

(申請の受付及び承認)

第6条 後援等の名義使用の申請受付及び承認等の事務を担当する課（以下「担当課」という。）は、次に掲げる団体等又は行事等の内容により定めるものとし、必要に応じて、関係課の合議を行う。

- (1) 委員会に登録のある団体等は、その登録を所管する課
  - (2) 委員会に登録のない団体等は、その行事等の内容又は目的などが関連している課
- （承認の期間）

第7条 後援等の名義使用の承認期間は、承認日から当該行事等の終了する日までとする。ただし、長期間にわたって定期的に活動等を実施する行事等については、承認日から6か月を超えない期間を限度に名義使用を承認することができるものとする。

（承認の条件等）

第8条 委員会は、後援等の名義使用の承認の基準に基づき、適当と認めた行事等については、次に掲げる条件を付して、小金井市教育委員会後援等名義使用承認通知書（様式第3号）を交付し、後援等の名義使用を承認するものとする。

- (1) 委員会は、名義使用の承認に当たり、補助金等交付の有無にかかわらず、共催を除き、当該行事等の運営又は管理などに必要な経費の負担は行わない。
  - (2) 行事等の実施に当たっては、常に関係法令を遵守し、実施場所の周辺住民に迷惑を及ぼさないよう十分注意を払うとともに、災害防止に努めるものとする。
  - (3) 行事等の参加者に対しては、公衆衛生や事故防止に十分配慮し、万一、事故等が発生したときは、直ちに被害者の救護など必要な措置を講ずるものとする。特に、花火の打ち上げ、模擬店などでの飲食物の提供、山車や神輿の巡行及びパレードなどを予定しているときは、これらに関係する官公署等の指導や許認可を受け、事故や食中毒などの防止に努めるものとする。
  - (4) 環境の保全に留意し、行事等の終了に当たっては、速やかに原状回復に努めるものとする。
  - (5) 承認を受けた後援等の名義使用及びこれに関わる委員会の協力内容を他の団体等へ譲渡し、又は転貸してはならない。
- 2 行事等に変更が生じたときは、直ちに担当課へ連絡し、指示を受けるとともに、小金井市教育委員会後援等名義使用変更届書（様式第4号）を提出するものとする。
  - 3 行事等の終了後は、30日以内に、小金井市教育委員会後援等名義使用完了報告書（様式第5号）を関係資料とともに担当課へ提出するものとする。また、料金等

の徴収を行ったものについては、行事等収支決算書（様式第6号）も併せて提出するものとする。

- 4 委員会は、共催を除き、後援等の名義使用を承認した行事等に係る事故の責任を負わない。
- 5 主催者は、行事等の実施に伴い、市又は委員会に損害を与えたときは、市長の定める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めたものについては、これを減額し、又は免除することができる。

（不承認）

第9条 後援等の名義使用の申請に基づき、委員会が不相当と認めた行事等については、小金井市教育委員会後援等名義使用不承認通知書（様式第7号）により、承認できない理由を記載し、申請者に通知するものとする。

（承認の取消し等）

第10条 後援等の名義使用を承認された行事等で、承認の条件等を履行していないと委員会が認めたときは、小金井市教育委員会後援等名義使用承認取消通知書（様式第8号）により申請者に通知し、当該名義使用の承認を取り消すとともに、その旨を掲示場で公示するものとする。なお、承認を受けた行事等が、虚偽もしくは申請した目的を逸脱し、又は申請した内容と著しい相違があると認めたとき、及び第8条第2項の規定により、変更した内容が承認の基準又は承認の条件等に反すると認めたときも、また同様とする。

- 2 委員会は、行政目的を達成するため、緊急やむを得ず、既に承認した名義使用に関わる小金井市の施設使用など、委員会の協力内容について制限することができる。
- 3 前2項の規定により、後援等の名義使用の承認を取り消され、又は委員会の協力内容を制限されたことにより生じた損害等については、委員会はその責任を負わない。

（警告）

第11条 この要綱に規定する後援等の名義使用の承認を得ないで、行事等に名義使用をした団体等については、名義使用等の即時中止について（警告）（様式第9号）により警告するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

（事業報告書）

第12条 各担当課長は、毎月、後援事業報告書（様式第10号）により、庶務課長に対し報告することとし、庶務課長は、当該報告書を取りまとめて保管しておくものとする。

(その他)

第13条 この要綱で定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の小金井市教育委員会後援等名義使用承認事務取扱要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に名義使用の申請をする行事等について適用し、現に改正前の小金井市教育委員会後援名義使用等承認事務取扱要綱の規定により後援の承認を受けている事業の承認事項の変更、承認の取消し、実績報告及びこれに係る後援事業報告については、なお従前の例による。

年 月 日

（宛先）小金井市教育委員会

申請者

電話

小金井市教育委員会後援等名義使用承認申請書

下記のとおり行事等を実施しますので、後援等の名義使用を申請します。

記

|    |                            |   |                           |          |
|----|----------------------------|---|---------------------------|----------|
| 1  | 団体等の名称                     |   | 団体登録                      | 有 ・ 無    |
| 2  | 代 表 者                      | 氏 名<br>住 所 電 話                          |                           |          |
| 3  | 行事等の名称                     |   |                           |          |
| 4  | 実 施 期 間                    | 年 月 日 ( ) ~ 年 月 日 ( )                   |                           |          |
| 5  | 実 施 場 所                    |   |                           |          |
| 6  | 行事等の内容<br>(具体的に)           |   |                           |          |
| 7  | 対 象 者                      | 人                                       |                           |          |
| 8  | 料金等の徴収                     | 無 ・ 有→行事等収支予算計画書（様式第2号）添付               |                           |          |
| 9  | 使 用 名 義<br>及 び 区 分         | 小金井市教育委員会 ・ 小金井市教育委員会教育長                |                           |          |
|    |                            | 後援 ・ 共催 ・ 協賛 ・ 推薦                       |                           |          |
| 10 | 協力要請内容                     | ア 市報掲載 ( 月 日号)<br>イ ポスター掲示<br>ウ その他 ( ) |                           |          |
| 11 | 市への後援等<br>名義使用申請           | 無 ・ 有                                   | 12 他の官公署などへの<br>後援等名義使用申請 | 無・有→ ( ) |
| 13 | 備 考<br>(その他参考となる<br>事項を記載) |   |                           |          |

(裏面あり)

**【申請書提出に当たっての注意事項】**

- 1 後援等名義使用申請欄の内容は、情報公開の対象として取り扱いますので、ご了解ください。
- 2 添付書類
  - (1) 団体等の規約など、主催者の存在が明確となるもの
  - (2) 行事等の内容及びその計画を明らかにするもの
  - (3) その他行事等の内容を説明できるもの
  - (4) 料金等（入場料・参加費・出展料など）を徴収する行事等については、行事等収支予算計画書（様式第2号）
  - (5) パンフレットやチラシ・ポスター等に後援等の表示を予定しているときは、その原稿
- 3 申請書の提出先
  - (1) 小金井市教育委員会に団体としての届出（以下「登録」という。）をしている組織やサークルなどは、その登録手続をしている課
  - (2) 登録がされていない組織やサークルなどは、予定している行事等の内容や目的が関連する課

年 月 日

行事等収支予算計画書

行事等の名称 \_\_\_\_\_

|      |        |          |     |
|------|--------|----------|-----|
| 収入関係 | 内 訳    | 収入予定額（円） | 説 明 |
|      |        |          |     |
|      |        |          |     |
|      |        |          |     |
|      | 合 計（A） |          |     |

|      |        |          |     |
|------|--------|----------|-----|
| 支出関係 | 内 訳    | 支出予定額（円） | 説 明 |
|      |        |          |     |
|      |        |          |     |
|      |        |          |     |
|      |        |          |     |
|      |        |          |     |
|      |        |          |     |
|      |        |          |     |
|      |        |          |     |
|      | 合 計（B） |          |     |

|      |                     |   |
|------|---------------------|---|
| 収支関係 | 収入予定額(A)            | 円 |
|      | 支出予定額(B)            | 円 |
|      | 収益額 (C) ((A) - (B)) | 円 |

|      |                 |   |
|------|-----------------|---|
| 寄附関係 | 寄附先名称（予定）       | 円 |
|      | 寄附予定額           | 円 |
|      | 収益額 (C) に占める割合  | % |
|      | 金銭以外のおときは、その品名等 |   |

**【記載上の注意】**

- 1 収入関係は、予定される全ての項目を記載してください。
- 2 収支関係も、具体的に記載してください。
- 3 収益額（C）の求め方 収入予定金額（A）－支出予定金額（B）
- 4 行事等が寄附等を目的としたものであるときは、寄附関係も記載してください。
- 5 この行事等収支予算計画書は、小金井市教育委員会後援等名義使用承認申請書（様式第1号）に添付するものです。
- 6 この収支予算計画書は、情報公開の対象として取り扱われますので、あらかじめご了承ください。

小教 発第 号  
年 月 日

様

小金井市教育委員会  
教育長

公印

小金井市教育委員会後援等名義使用承認通知書

年 月 日付けで申請のありました後援等の名義使用につきましては、下記のとおり条件等を付して承認します。

記

1 後援等の名義使用を承認する行事等

(1) 行事等の名称

(2) 実施期間 年 月 日～ 年 月 日

(3) 実施場所

2 後援等の名義使用の区分及び協力内容

(1) 後援・共催・協賛・推薦 小金井市教育委員会・小金井市教育委員会教育長

(2) 市報掲載（ 年 月 日号）・ポスター等掲示・その他（ ）

3 後援等の名義使用を承認するに当たっての条件等

(1) 名義使用の承認に当たり、教育委員会は補助金等交付の有無にかかわらず、共催を除き、この行事等の経費を負担いたしません。

(2) 実施に当たっては、常に関係法令を遵守し、周辺住民に迷惑を及ぼさないよう十分注意を払い、災害防止に努めてください。

(3) 参加者に対しては、公衆衛生や事故防止に十分配慮し、万一事故等が発生したときは、直ちに被害者の救護など必要な措置を講じてください。特に、花火の打ち上げ、模擬店などでの飲食物の提供、山車や神輿の巡行、パレードなどを予定しているときは、これらに関係する官公署等の指導や許認可を受け、事故や食中毒などの防止に万全を期してください。また、フリーマーケットなどでリサイクル商品などを取り扱うときには、価格や品質などに十分配慮し、問題が生じたときには誠意をもって解決に努めてください。

- (4) 環境の保全に留意し、行事等が終了したときは、速やかに原状回復に努めてください。
  - (5) 行事等に変更が生じたときは、直ちに担当課へ連絡し、指示を受けるとともに、小金井市教育委員会後援等名義使用変更届書（様式第4号）を提出してください。
  - (6) 行事等の承認の条件等を履行しなかったとき、又は行事等の変更に伴い、後援等名義使用の承認基準もしくは承認の条件等に反するときは、承認を取り消します。この場合、取消しによって生じた損害等について、教育委員会はその責任を負いません。
  - (7) この承認内容を他の団体等へ譲渡したり、転貸しないでください。
  - (8) 行事等の終了後30日以内に、小金井市教育委員会後援等名義使用完了報告書（様式第5号）を関係資料とともに担当課へ提出してください。また、料金等を徴収したときには、行事等収支決算書（様式第6号）を提出してください。
- 4 教育委員会は、後援等の名義使用を承認した行事等に係る一切の責任を負いません。また、万一、事故等が発生したときは、速やかに担当課へ連絡してください。
  - 5 行事等の実施に伴い、市又は教育委員会に損害を与えたときは、市長の定めた損害額を賠償していただきます。

年 月 日

（宛先）小金井市教育委員会

団 体 名  
連 絡 先

小金井市教育委員会後援等名義使用変更届書

年 月 日付け小教 発第 号により、後援等名義使用の承認を受けましたが、行事等に変更が生じたため、その内容を届けます。

記

| 行事等の変更内容 |     |     |
|----------|-----|-----|
| 変更番号     | 変更前 | 変更後 |
|          |     |     |
|          |     |     |

【記載に当たっての注意事項】

- 1 変更する内容を具体的に記載してください。なお、変更番号の欄には、下の表から該当する番号を選び、記入してください。変更箇所が複数となる場合は、その全てを記入してください。記載欄が不足するときは、適時、別紙を添付してください。

|   |        |   |        |
|---|--------|---|--------|
| 1 | 団体等の名称 | 4 | 行事等の期間 |
| 2 | 代表者の氏名 | 5 | 行事等の場所 |
| 3 | 行事等の名称 | 6 | 行事等の内容 |

- 2 この届書は、小金井市教育委員会後援等名義使用承認申請書（様式第1号）に記載し、承認を受けた内容と異なる場合にのみ使用してください。なお、この届書は、変更が生じた際、直ちに提出する書類です。また、行事等の変更内容の欄は、情報公開の対象として取り扱いますので、御了解ください。

年 月 日

（宛先）小金井市教育委員会

提 出 者

連 絡 先

## 小金井市教育委員会後援等名義使用完了報告書

年 月 日付け小教 発第 号で後援等名義使用の承認を受けた行事等  
が完了したため、関係資料を添えて下記のとおり報告します。

## 記

|                    |                           |      |       |
|--------------------|---------------------------|------|-------|
| 1 団体等の名称           |                           | 団体登録 | 有 ・ 無 |
| 2 代 表 者            | 氏 名<br>住 所                | 電 話  |       |
| 3 行事等の名称           |                           |      |       |
| 4 実 施 期 間          | 年 月 日 ( ) ~ 年 月 日 ( )     |      |       |
| 5 実 施 場 所          |                           |      |       |
| 6 行事等の内容<br>(具体的に) |                           |      |       |
| 7 参 加 者            | 人                         |      |       |
| 8 料金等の徴収           | 無 ・ 有 → 行事等収支決算書（様式第6号）添付 |      |       |
| 9 行事等の成果           |                           |      |       |

## 【提出に当たっての注意事項】

- 1 必要に応じて行事等の成果を説明する資料などを添付してください。
- 2 この完了報告書は、行事等終了後30日以内に提出してください。
- 3 この完了報告書の記載内容のうち、後援等名義使用を承認された行事等に関する報告内容の欄は、情報公開の対象となりますので、御了解ください。

行事等収支決算書

行事等の名称 \_\_\_\_\_

| 収入<br>関係  | 内 訳 |   | 収入額（円） | 説 明 |
|-----------|-----|---|--------|-----|
|           | 料金等 |   |        |     |
|           |     |   |        |     |
|           | その他 |   |        |     |
|           |     |   |        |     |
| 収入合計金額（A） |     | 円 |        |     |

| 支出<br>関係 | 内 訳       |  | 支出額（円） | 説 明 |
|----------|-----------|--|--------|-----|
|          |           |  |        |     |
|          |           |  |        |     |
|          |           |  |        |     |
|          | 支出合計金額（B） |  | 円      |     |

|                  |                                |   |
|------------------|--------------------------------|---|
| 収<br>支<br>関<br>係 | 収入合計金額(A)                      | 円 |
|                  | 支出合計金額(B)                      | 円 |
|                  | 収支決算合計(収益)額<br>(C) ((A) - (B)) | 円 |

|                  |                    |   |
|------------------|--------------------|---|
| 寄<br>附<br>関<br>係 | 寄附先名称(機関・団体)       | 円 |
|                  | 収支決算合計(収益)額<br>(C) | 円 |
|                  | 寄附金額(D)            | 円 |
|                  | 純益((C) - (D))      | 円 |

【記載上の注意】

- 1 収入・支出ともにその内訳、金額などを具体的に記載してください。
- 2 行事等が寄附やチャリティーなどを目的としたものであったときは、寄附関係欄も記載してください（寄附先の領収書や受入書の写しを添付してください）。
- 3 この収支決算書は、小金井市教育委員会後援等名義使用完了報告書（様式第5号）に添付するものです。
- 4 この収支決算書は、情報公開の対象として取り扱われますので、あらかじめ御了解ください。

小教 発第 号  
年 月 日

様

小金井市教育委員会  
教育長

公印

小金井市教育委員会後援等名義使用不承認通知書

年 月 日付けで申請のありました、後援等の名義使用については、下記の理由により、承認することができませんので、その旨通知します。

記

1 後援等名義使用不承認の理由

- (1) 小金井市教育委員会後援等名義使用承認事務取扱要綱第9条の規定により承認できません。
- (2) その具体的理由

---

---

---

---

---

2 担当課

部 課 係

電話（ ）

小教 発第 号  
年 月 日

様

小金井市教育委員会  
教育長

公印

小金井市教育委員会後援等名義使用承認取消通知書

年 月 日付け小教 発第 号で、行事等に係る後援等名義使用の承認をしましたが、下記の理由により、その承認を取り消します。

なお、この名義使用の承認取消しに伴い発生した損害等については、市はその責任を負いません。

記

1 後援等名義使用の承認を取り消す理由

- (1) 名義使用の承認基準に反するため
- (2) 名義使用の承認の条件等に反するため
- (3) 虚偽に基づく申請であることが判明したため
- (4) 行事等の目的を逸脱したため
- (5) 申請と実際の内容とに著しい相違があるため
- (6) その他の理由

2 担当課

部 課 係

電話（ ）

小教 発第 号  
年 月 日

様

小金井市教育委員会  
教育長

公印

名義使用等の即時中止について（警告）

あなたは、小金井市教育委員会の承認を得ることなく、小金井市教育委員会（小金井市教育委員会教育長）の名義を用いた行事を実行（計画）しています。

しかし、この行事等は小金井市教育委員会の後援等の名義使用の承認を受けていない、本市教育委員会とは全く関係がないものです。

よって、直ちに行事等に関わる小金井市教育委員会（小金井市教育委員会教育長）の名義を抹消するなどの必要な措置を採るよう警告します。

記

- 1 小金井市教育委員会（小金井市教育委員会教育長）名義抹消を求める行事等の名称

- 
- 2 名義抹消期限 年 月 日（ ）まで

- 3 担当課 小金井市教育委員会 部 課 係  
住所  
電話（ ）



小金井市教育委員会後援等名義使用承認事務取扱要綱新旧対照表

| 改正要綱   | 現行要綱   |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">小金井市教育委員会後援等名義使用承認事務取扱要綱</p> <p><u>(目的)</u></p> <p>第1条 この要綱は、教育、学術、文化及びスポーツの振興に貢献すると認められる行事や事業、催物など（以下「行事等」という。）に、小金井市教育委員会（以下「委員会」という。）又は小金井市教育委員会教育長の名義を使用（以下「名義使用」という。）する区分を後援、共催、協賛及び推薦（以下「後援等」という。）の4種類とし、その承認基準等について必要な事項を定め、事務の適正な執行を図ることを目的とする。</p> <p><u>(用語の定義)</u></p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 後援 委員会が市民などで組織された団体又は機関など（以下「団体等」という。）が企画した行事等の趣旨に賛同し、円滑な実施ができるよう、市民への周知などに便宜を図り、協力することをいう。</p> <p>(2) 共催 委員会が他の主催者と共同し、同等の立場で行事等を企画し、経費や事務の一部を直接又は間接的に分担して、円滑な実施を図る共同主催のことをいう。</p> <p>(3) 協賛 委員会が行事等の趣旨に賛同し、助力することで、後援に準ずるものをいう。</p> <p>(4) 推薦 委員会がその趣旨に賛同し、映画や演劇、図書などで優良な内容を有するものを市民に薦めることをいう。</p> <p><u>(承認の基準)</u></p> <p>第3条 後援等の名義使用の承認の基準は、行事等を主催する団体等からの申請に基づくもので、事業目的が明らかに教育、学術、文化</p> | <p style="text-align: center;">小金井市教育委員会後援名義使用等承認事務取扱要綱</p> <p><u>(目的)</u></p> <p>第1条 この要綱は、小金井市教育委員会（以下「委員会」という。）が各種事業を後援する基準及び手続について必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p><u>(後援の内容)</u></p> <p>第2条 後援の内容は、名義使用及び委員会が必要と認めたものとする。</p> <p><u>(後援の申請)</u></p> <p>第3条 事業の後援を受けようとする者は、小金井市教育委員会後援承認申請書（様式第1号）に次の各号に定める書類を添付し、事業</p> |

及びスポーツの振興・普及に寄与するものであって、委員会の教育行政の運営方針に反しないものであり、かつ、公益性があるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものを除く。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれのあるもの
- (2) 宗教活動や政治活動を目的としたもの又は宗教団体や政治団体が主催するもの
- (3) 商品や作品の展示、販売、宣伝その他営利を目的としたもの
- (4) 特定の流派又は個人の発表会など私的な行事等に該当するもの
- (5) 主催者が明確でないもの
- (6) 過去に後援等の名義使用の承認を受け、その承認の条件等を履行しなかったもの
- (7) その他委員会が不相当と認めたもの

2 前項の規定にかかわらず、特に必要と認めた行事等については、委員会はこれを承認することができるものとする。

(料金等の徴収)

第4条 行事等の入場料、出展料、参加費など（以下「料金等」という。）は、原則として無料とする。

2 前項の規定にかかわらず、委員会は行事等の運営又は管理などに必要な経費の範囲内で、かつ、相当な割引措置等が講じられていると認められるものについては、所定の料金等の徴収を容認するものとする。公共的団体や社会福祉団体又はその他の公共の福祉の増進を目的とする団体等が、行事等の収益の相当額を寄附するために有料で行う行事等の料金等の徴収についても、また、同様とする。

開始1か月前までに申請しなければならない。

- (1) 主催者の運営体制を明らかにするもの
- (2) 事業の内容を明らかにするもの（料金を徴収する場合は、事業収支予算書を添付すること。）
- (3) その他委員会が必要と認めるもの

(承認の基準)

第4条 後援の承認は、次の各号に定める事項に該当し、市民を対象に行う事業について承認するものとする。

(1) 主催者の範囲

- ア 官公庁及び地方公共団体
- イ 学校及び学校の連合体
- ウ 社会教育関係団体及びこれに準ずるもの
- エ 公益法人及びこれに準ずる団体（ただし、宗教法人、宗教団体、政党、政治団体を除く。）
- オ その他委員会が特に必要と認めたもの

(2) 事業内容

- ア 事業目的が明らかに教育、学術、文化の向上普及に寄与するもので公益性があるものと認められるもの（ただし、宗教、政治及び営利活動を目的とするものを除く。）

イ 委員会の教育行政の運営方針に反しないものであること。

(申請の手続)

第5条 後援等の名義使用を希望する団体等は、小金井市教育委員会後援等名義使用承認申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添え、委員会に申請しなければならない。ただし、他の官公署が主催する行事等に委員会が後援等を行うときは、この限りでない。また、委員会に団体としての届出（以下「登録」という。）を行っているものについては、その一部を省略することができるものとする。

(1) 団体等の規約など、主催者の存在が明確となるもの

(2) 行事等に関係している役員の住所、氏名及び業務分担が分かるもの

(3) 行事等の内容及びその計画を明らかにするもの

(4) その他委員会が必要と認めるもの

2 料金等を徴収する行事等については、前項で規定するもののほか、行事等収支予算計画書（様式第2号）を提出しなければならない。

3 行事等の実施に当たり、パンフレットやチラシ、ポスターなどの印刷物に後援等の表示をするときは、原稿などを提出するものとする。

ウ 事業規模が委員会後援にふさわしいものであること。

(3) 入場料等

入場料、出品料、参加料等は、無料とする。ただし、料金を徴収する場合には、事業の運営に係る経費の範囲内で、かつ、事業内容を勘案し、相当な割引措置がなされているものとする。

(4) その他の審査基準

ア 特定の流派、個人の発表会等でないこと。

イ 開催の場所が災害防止に関して十分な設備及び措置が講じられていること。

ウ 過去に承認したもので、承認の条件を履行しなかったものについては、承認をしない。

(承認の期間)

第5条 後援の承認期間は、承認の日から当該事業終了日までとする。

4 前3項で規定する申請の手続は、行事等の実施期日の1か月前までに行わなければならない。ただし、委員会がやむを得ないと認め  
た行事等については、この限りでない。

(申請の受付及び承認)

第6条 後援等の名義使用の申請受付及び承認等の事務を担当する課  
(以下「担当課」という。)は、次に掲げる団体等又は行事等の内  
容により定めるものとし、必要に応じて、関係課の合議を行う。

(1) 委員会に登録のある団体等は、その登録を所管する課

(2) 委員会に登録のない団体等は、その行事等の内容又は目的など  
が関連している課

(承認の期間)

第7条 後援等の名義使用の承認期間は、承認日から当該行事等の終  
了する日までとする。ただし、長期間にわたって定期的に活動等を  
実施する行事等については、承認日から6か月を超えない期間を限  
度に名義使用を承認することができるものとする。

(承認の条件等)

第8条 委員会は、後援等の名義使用の承認の基準に基づき、適当と  
認めた行事等については、次に掲げる条件を付して、小金井市教育  
委員会後援等名義使用承認通知書(様式第3号)を交付し、後援等  
の名義使用を承認するものとする。

(1) 委員会は、名義使用の承認に当たり、補助金等交付の有無にか  
かわらず、共催を除き、当該行事等の運営又は管理などに必要な  
経費の負担は行わない。

(2) 行事等の実施に当たっては、常に関係法令を遵守し、実施場所  
の周辺住民に迷惑を及ぼさないよう十分注意を払うとともに、災  
害防止に努めるものとする。

(3) 行事等の参加者に対しては、公衆衛生や事故防止に十分配慮し  
、万一、事故等が発生したときは、直ちに被害者の救護など必要  
な措置を講ずるものとする。特に、花火の打ち上げ、模擬店など

(承認書の交付)

第6条 委員会は、後援を承認したときは、申請者に後援承認書(様  
式第2号)を交付するものとする。

(承認事項の変更)

第7条 後援の承認を受けた後、事業に変更が生じた場合は、直ちに  
後援事業変更届出書(様式第3号)を提出しなければならない。

(承認の取消し)

第8条 委員会は、後援の承認を受けた者が承認基準に反していると  
認めた場合は、承認を取り消すことができる。

2 前項の規定により、承認を取り消した場合は、速やかに後援承認  
取消通知書(様式第4号)を申請者に通知するものとする。

での飲食物の提供、山車や神輿の巡行及びパレードなどを予定しているときは、これらに係る官公署等の指導や許認可を受け、事故や食中毒などの防止に努めるものとする。

(4) 環境の保全に留意し、行事等の終了に当たっては、速やかに原状回復に努めるものとする。

(5) 承認を受けた後援等の名義使用及びこれに関わる委員会の協力内容を他の団体等へ譲渡し、又は転貸してはならない。

2 行事等に変更が生じたときは、直ちに担当課へ連絡し、指示を受けるとともに、小金井市教育委員会後援等名義使用変更届書（様式第4号）を提出するものとする。

3 行事等の終了後は、30日以内に、小金井市教育委員会後援等名義使用完了報告書（様式第5号）を関係資料とともに担当課へ提出するものとする。また、料金等の徴収を行ったものについては、行事等収支決算書（様式第6号）も併せて提出するものとする。

4 委員会は、共催を除き、後援等の名義使用を承認した行事等に係る事故の責任を負わない。

5 主催者は、行事等の実施に伴い、市又は委員会に損害を与えたときは、市長の定める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めたものについては、これを減額し、又は免除することができる。

（不承認）

第9条 後援等の名義使用の申請に基づき、委員会が不相当と認めた行事等については、小金井市教育委員会後援等名義使用不承認通知書（様式第7号）により、承認できない理由を記載し、申請者に通知するものとする。

（承認の取消し等）

第10条 後援等の名義使用を承認された行事等で、承認の条件等を履行していないと委員会が認めたときは、小金井市教育委員会後援等名義使用承認取消通知書（様式第8号）により申請者に通知し、

（実績報告）

第9条 事業が終了したときは、その結果について、速やかに後援事業実績報告書（様式第5号）により報告しなければならない（料金を徴収した場合は、事業収支決算書を添付すること。）。

（その他）

第10条 後援に係る起案は、各主管課において行うこととし、必要に応じて、関係課の合議を行う。

2 各主管課長は、毎月、後援事業報告書（様式第6号）により、庶

当該名義使用の承認を取り消すとともに、その旨を掲示場で公示するものとする。なお、承認を受けた行事等が、虚偽もしくは申請した目的を逸脱し、又は申請した内容と著しい相違があると認めるとき、及び第8条第2項の規定により、変更した内容が承認の基準又は承認の条件等に反すると認めるときも、また同様とする。

2 委員会は、行政目的を達成するため、緊急やむを得ず、既に承認した名義使用に関わる小金井市の施設使用など、委員会の協力内容について制限することができる。

3 前2項の規定により、後援等の名義使用の承認を取り消され、又は委員会の協力内容を制限されたことにより生じた損害等については、委員会はその責任を負わない。

(警告)

第11条 この要綱に規定する後援等の名義使用の承認を得ないで、行事等に名義使用をした団体等については、名義使用等の即時中止について(警告)(様式第9号)により警告するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

(事業報告書)

第12条 各担当課長は、毎月、後援事業報告書(様式第10号)により、庶務課長に対し報告することとし、庶務課長は、当該報告書を取りまとめて保管しておくものとする。

(その他)

第13条 この要綱で定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の小金井市教育委員会後援等名義使用承認事務取扱要綱の

務課長あて報告することとし、庶務課長は、当該報告書を取りまとめて保管しておくものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員会が別に定める。

規定は、この要綱の施行の日以後に名義使用の申請をする行事等について適用し、現に改正前の小金井市教育委員会後援名義使用等承認事務取扱要綱の規定により後援の承認を受けている事業の承認事項の変更、承認の取消し、実績報告及びこれに係る後援事業報告については、なお従前の例による。

## 学級編制状況（令和 6 年度）《確定》

令和 6 年 4 月 9 日現在  
(単位：人)

|             | 令和 6 年度 |     | 令和 5 年度 |     | 前年度比   |     |
|-------------|---------|-----|---------|-----|--------|-----|
|             | 児童・生徒数  | 学級数 | 児童・生徒数  | 学級数 | 児童・生徒数 | 学級数 |
| 小金井第一小      | 743     | 23  | 705     | 22  | 38     | 1   |
| (別掲：特別支援学級) | 22      | 3   | 17      | 3   | 5      | 0   |
| 小金井第二小      | 562     | 19  | 551     | 18  | 11     | 1   |
| (別掲：特別支援学級) | 26      | 4   | 23      | 3   | 3      | 1   |
| 小金井第三小      | 884     | 27  | 876     | 26  | 8      | 1   |
| 小金井第四小      | 610     | 19  | 600     | 19  | 10     | 0   |
| 東小          | 823     | 27  | 801     | 25  | 22     | 2   |
| (別掲：特別支援学級) | 18      | 3   | 17      | 3   | 1      | 0   |
| 前原小         | 598     | 20  | 613     | 20  | △ 15   | 0   |
| 本町小         | 556     | 18  | 566     | 18  | △ 10   | 0   |
| 緑小          | 763     | 25  | 722     | 23  | 41     | 2   |
| 南小          | 624     | 21  | 601     | 20  | 23     | 1   |
| 通常学級 計      | 6,163   | 199 | 6,035   | 191 | 128    | 8   |
| 特別支援学級 計    | 66      | 10  | 57      | 9   | 9      | 1   |
| 小学校 総計      | 6,229   | 209 | 6,092   | 200 | 137    | 9   |

|                |       |    |       |    |      |   |
|----------------|-------|----|-------|----|------|---|
| 小金井第一中         | 426   | 13 | 445   | 13 | △ 19 | 0 |
| (別掲：特別支援学級 I組) | 13    | 2  | 11    | 2  | 2    | 0 |
| (別掲：特別支援学級 G組) | 13    | 2  | 13    | 2  | 0    | 0 |
| 小金井第二中         | 442   | 12 | 431   | 12 | 11   | 0 |
| (別掲：特別支援学級)    | 11    | 2  | 10    | 2  | 1    | 0 |
| 東中             | 285   | 9  | 273   | 9  | 12   | 0 |
| 緑中             | 597   | 18 | 620   | 18 | △ 23 | 0 |
| 南中             | 448   | 13 | 447   | 13 | 1    | 0 |
| 通常学級 計         | 2,198 | 65 | 2,216 | 65 | △ 18 | 0 |
| 特別支援学級 計       | 37    | 6  | 34    | 6  | 3    | 0 |
| 中学校 総計         | 2,235 | 71 | 2,250 | 71 | △ 15 | 0 |

※ 児童・生徒数は、学級編制算定除外者を在籍者から控除した値

※ 学区域調整に係る三小特例措置件数10件（一小10件）

## 国立・私立等に入学した新一年生調べ（令和6年度）《確定》

令和6年4月9日現在  
(単位：人)

|     |       | 市立             |                 | 国立・私立等及び特別支援学校 |                |                        | 合計<br>F=A+B+E | 市立以外<br>の割合<br>E/F (%) |             |
|-----|-------|----------------|-----------------|----------------|----------------|------------------------|---------------|------------------------|-------------|
|     |       | 通常の<br>学級<br>A | 特別支援<br>学級<br>B | 国立・私立等<br>C    |                | 都立特別<br>支援学校<br>等<br>D |               |                        | 小計<br>E=C+D |
|     |       |                |                 |                | (うち、都<br>立一貫校) |                        |               |                        |             |
| 小学校 | 令和5年度 | 1,050          | 6               | 73             | 7              | 10                     | 83            | 1,139                  | 7.3%        |
|     | 令和6年度 | 1,011          | 9               | 66             | 6              | 18                     | 84            | 1,104                  | 7.6%        |
|     | 増減    | △ 39           | 3               | △ 7            | △ 1            | 8                      | 1             | △ 35                   | -           |
| 中学校 | 令和5年度 | 745            | 11              | 249            | 30             | 7                      | 256           | 1,012                  | 25.3%       |
|     | 令和6年度 | 725            | 14              | 254            | 29             | 10                     | 264           | 1,003                  | 26.3%       |
|     | 増減    | △ 20           | 3               | 5              | △ 1            | 3                      | 8             | △ 9                    | -           |

※ 都立特別支援学校等には、盲・ろう・国立大学附属特別支援学校を含む。

※ 児童・生徒数は、学級編制算定除外者を在籍者から控除した値

## 令和6年度通級指導学級等の状況《確定》

令和6年4月9日現在  
(単位：人)

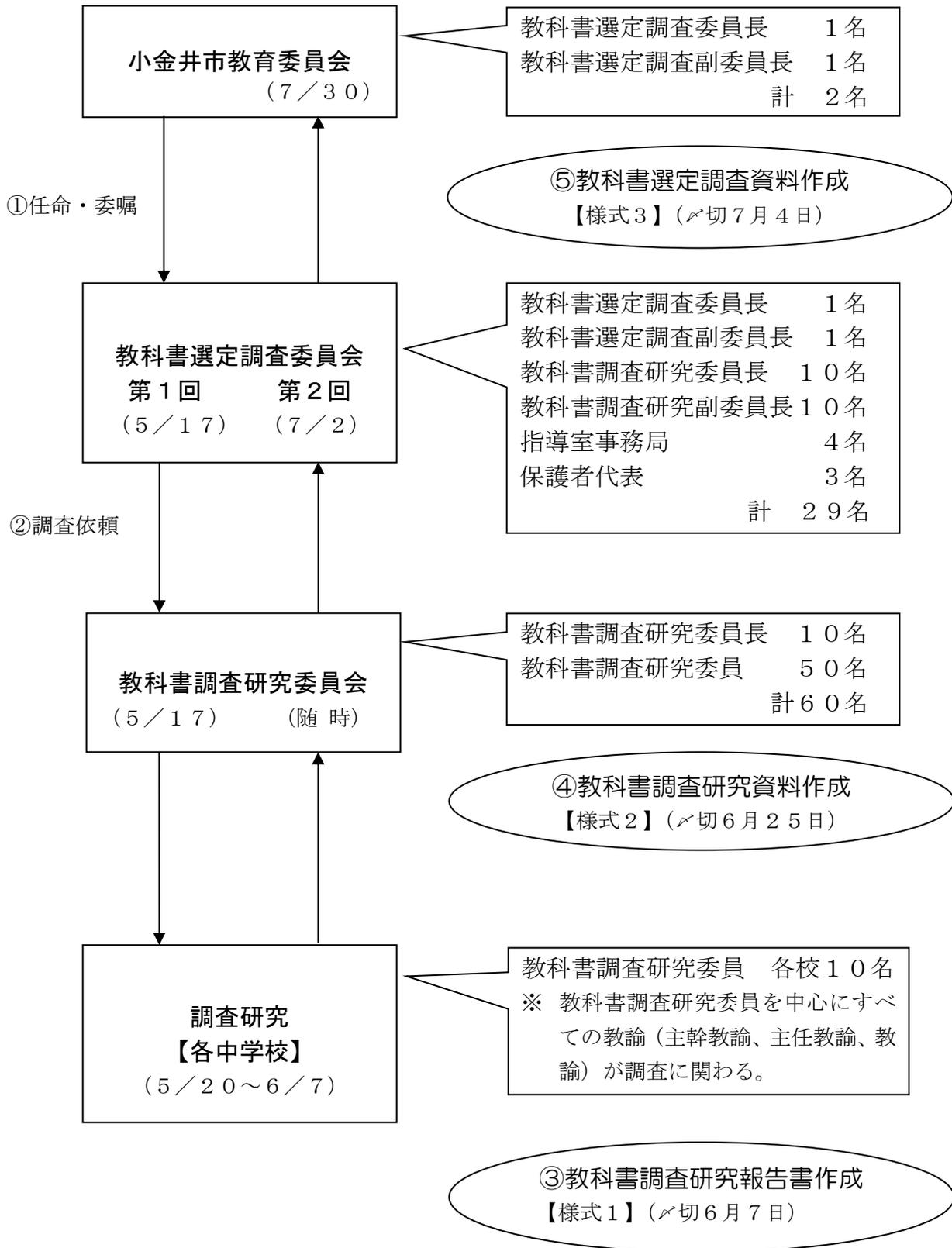
| 学校名      | 障害種別 | 令和6年度  |     | 令和5年度  |     | 前年度比   |     |
|----------|------|--------|-----|--------|-----|--------|-----|
|          |      | 児童・生徒数 | 学級数 | 児童・生徒数 | 学級数 | 児童・生徒数 | 学級数 |
| 小金井第二小   | 難聴   | 8      | 1   | 7      | 1   | 1      | 0   |
|          | 言語障害 | 33     | 2   | 31     | 2   | 2      | 0   |
| 通級指導学級 計 |      | 41     | 3   | 38     | 3   | 3      | 0   |

|                  |     |     |  |     |  |    |   |
|------------------|-----|-----|--|-----|--|----|---|
| 特別支援教室<br>(情緒障害) | 小学校 | 172 |  | 159 |  | 13 | 0 |
|                  | 中学校 | 73  |  | 62  |  | 11 | 0 |

## 令和7年度使用中学校教科用図書採択にかかる主な予定

| 令和6年 | 内 容  |
|------|--|
| 5月   | <ul style="list-style-type: none"><li>○14日 教育委員会において、教科書選定に関する日程の概略報告</li><li>○教科書採択にかかわる事務・日程等についての理解</li></ul>   |
| 6月   | <ul style="list-style-type: none"><li>○学習指導要領の趣旨の理解</li><li>○下旬 教育委員へ見本本の配布</li><li>○各自で見本本の調査研究（※随時、個々に指導主事に質問）</li></ul>   |
| 7月   | <ul style="list-style-type: none"><li>○上旬 教科書選定調査資料の配布</li><li>○9日 教育委員会において、令和7年度使用中学校教科書の採択方針等の概要報告</li><li>○各自で教科書選定調査資料の研究（※随時、個々に指導主事に質問）</li><li>○30日 教科書採択のための教育委員会</li></ul> |

【 各委員会の関係図 】



## 教育委員会の今後の日程

令和6年5月14日

| 会 議 名                                  | 日 時                       | 場 所                       |
|--|---------------------------|---------------------------|
| 東京都教育施策連絡協議会                           | 4月24日(水)<br>～<br>5月31日(金) | オンデマンド配信                  |
| 市教育委員会訪問                               | 5月22日(水)<br>午前10時         | 本町小学校                     |
| 令和6年<br>第6回教育委員会定例会                    | 5月28日(火)<br>午後1時30分       | 801会議室                    |
| 関東甲信越静市町村教育委員会<br>連合会総会及び研修会<br>(茨城大会) | 5月31日(金)<br>午後1時          | 茨城県古河市<br>イーエスはなもも<br>体育館 |
| 令和6年<br>第7回教育委員会定例会                    | 7月9日(火)<br>午後1時30分        | 801会議室                    |
| 市教育委員会訪問                               | 7月11日(木)<br>10時15分        | 第一中学校                     |
| 令和6年<br>第8回教育委員会定例会                    | 7月30日(火)<br>午後1時30分       | 第一会議室                     |